

鳥取県告示第481号

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第16号）第7条に規定する徴収職員について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成21年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務、委任を受けた出納員及び委任期間

次の表の左欄に掲げる事務を同表の中欄に掲げる出納員にそれぞれ同表の右欄に掲げる期間委任させる。

委任させた事務	委任を受けた出納員	委任期間
行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定に基づく代執行に係る費用の収納事務	鳥取県生活環境部循環型社会推進課 課長 亀井 雅議 課長補佐兼主幹 前田 浩七 主事 谷口 正 衛生技師 加賀田 大輔	平成21年7月11日から平成22年3月31日まで
道路法（昭和27年法律第180号）第58条の規定に基づく原因者負担金及び行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定に基づく代執行に係る費用の収納事務	鳥取県県土整備部道路企画課 課長補佐兼主幹 谷口 正一 副主幹 山根 伸次 主事 梶川 和則	〃
鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号）第14条の規定に基づき鳥取港千代ポートパークにおいて同条例第11条の2第3項の規定による知事の命令に従わない者に科した過料の収納事務	鳥取県県土整備部空港港湾課 課長補佐兼主幹 高見 光典 主幹 森田 清澄 副主幹 青木 晃 副主幹 杉原 孝治	〃

2 廃止する告示

次に掲げる告示は、平成21年7月10日限り廃止する。

- (1) 出納長の権限に属する事務の一部の委任について（平成21年鳥取県告示第292号）
- (2) 出納長の権限に属する事務の一部の委任について（平成21年鳥取県告示第293号）
- (3) 出納長の権限に属する事務の一部の委任について（平成21年鳥取県告示第294号）